

第3章 戦略の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本的な視点

1-1 基本理念

本戦略の基本理念は、生物多様性国家戦略の理念を踏襲します。

近年の西洋文明との融合や科学技術の発達の中で自然環境と日本人の関係は薄れ、地域の自然環境と文化が結びついた特有の風土が失われつつあります。

生物多様性の保全と持続可能な利用を目指すためには、古くから日本人が持っていた自然観を大切に、自然と人が共生する社会の実現に向けて、みんなで行動していくことが必要です。

そのため、「生物多様性国家戦略 2012-2020」の理念「自然のしくみを基礎とする 真に豊かな社会をつくる」を踏襲します。

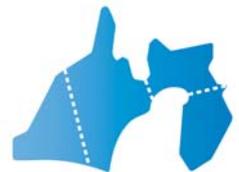
自然のしくみを基礎とする 真に豊かな社会をつくる

1-2 基本的な視点

“ヒト”は生物多様性の一要素ですが、同時に人として生物多様性と共生していくために、9つの基本的視点により対応していきます。

▶視点①：地域の固有性・歴史性を重視する

私たちに豊かなめぐみをもたらしてくれる生物多様性は、ヒトを含む多様な生命の長い歴史の中で作り上げられてきたかけがえのないものであり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成しています。そのため、地域の固有性や歴史性を重視し、生物多様性の保全を図るとともに、その持続利用を進めます。



▶視点②：自然に委ねる

奥山等手つかずの自然環境が残っている地域については、自然の働きは自然に委ねることを基本とします。ただし、対策を実施しなければ深刻な生態系の破壊が生じる場合（例えば、ニホンジカによる高山植物の採食圧等）については、本来の生態系を維持するための対策を講じる必要が生じますが、必要最低限に留めます。



▶視点③：人が働きかける

里地里山・田園における農業や林業、河川・湖沼や海岸・海洋における水産業等、古くから人が介在することで育まれてきた自然環境については、人による働きかけを継続していくことで生態系を保全していきます。



▶視点④：保全・再生・創出する

都市をはじめ、森林・河川・海岸等今まで人為的に損なわれてきた、もしくはこれから損なわれるおそれのある自然環境について、今あるものではできる限り保全し、損なわれてしまったものは再生し、さらには適切な場所に新たに創出します。



▶視点⑤：気候変動に対応する

気候変動に伴って全体的に変化していく生態系に対しては、人為的な対策によりその影響を広範に抑制することは不可能です。そのため、基本的にはモニタリングの拡充と評価、順応性の高い健全な生態系の保全・再生を図ることにより、気候変動が生物多様性に与える影響を低減します。



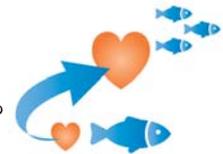
▶視点⑥：持続可能な利用をする

生物多様性のめぐみは、私たち人の生活や産業活動を支えているものであり、なくてはならないものです。そのため、将来にわたって生物多様性の持続可能な利用が営まれるような社会のしくみをつくりまします。



▶視点⑦：いのちのめぐみを未来につなぐ

私たちが受けている生物多様性のめぐみは、将来の世代に引き継がれていくべきものです。しかし、私たちがこのめぐみを浪費してしまうと、将来の世代は同じようなめぐみを受けられなくなってしまいます。そのため、私たちが生物多様性から受け取っている豊かなめぐみを未来につないでいきます。



▶視点⑧：防災・減災に活用する

これまで人は、防災・減災を目的とした砂防・堤防・防潮堤の整備等により、生物多様性を損ねてきたという一面がありました。しかし、自然環境の持つ力やしくみ（生態系や生態系サービス）を維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いることも可能です。そのため、自然環境を防災・減災に活用するとともに、その考え方を広く県民・事業者等に広めていくことが重要です。



▶視点⑨：みんなで力を合わせる

生物多様性に迫る危機のほとんどは、人の活動によってもたらされたものです。そのため、生物多様性に迫る危機を回避するためには、県民、事業者、民間団体、教育機関・専門機関・専門家、行政等の各主体がそれぞれの役割を担いつつ、連携・協働しながら生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて実際に取り組んでいくことが重要です。



コラム

自然環境の持つ力やしくみの防災・減災への活用

自然環境の持つ力やしくみ（生態系や生態系サービス）を防災・減災に活用することができます。例えば、森林が土砂災害や津波による被害を軽減させたり、湿地や干潟の生物が水を浄化したり、都市部の緑が気温上昇を緩和したりする事例が想定されます。そのほか、食料や水の供給や、憩い・環境学習の場の提供等、平時及び緊急時の両方で多くの機能を発揮します。また、このような機能を活用して社会資本整備や土地利用を行う「グリーンインフラ」という考え方も重要視されてきています。今後、巨大地震の発生や気候変動による極端な気象現象が予測されている中で、自然環境を防災・減災に活用することが重要です。

第2節 目指す将来像

2-1 目指す将来像とは

多様な主体が長期的視点に立って取組を進められるよう、将来の目指す姿として、社会全体及び生態系ごとのイメージを示します。

生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていくためには、生態系が攪乱と回復を繰り返したり、人為的な環境変化に対して損失、劣化または適応していくのに要する時間を含めて、少なくとも100年単位の長期的視野で考えることが重要です。

そのため、生物多様性の保全と持続可能な利用に携わる多様な主体が長期的視点に立って取組を進められるよう、社会全体及び生態系ごとの将来像を示します。

2-2 社会全体の将来像

将来の目指す社会全体のイメージを示します。

- 県民、事業者、民間団体、教育機関・研究機関・専門家、行政等を含むあらゆる主体が生物多様性の価値や現状を広く認識し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた取組について考え、自ら積極的に取り組むとともに、互いに連携・協働しています。
- 各地域の生物多様性が保全・活用され、それによって特徴ある地域文化が維持されるとともに、観光や地域振興にも役立っています。
- 行政の施策や事業者の活動に生物多様性の保全が織り込まれるとともに、それらの行動が県民をはじめ、社会全体で評価される「生物多様性の主流化」が進んでいます。
- 事業者が自らの事業活動の中で生物多様性のめぐみが保全されることにより、地域の環境保全、地域振興・活性化につながり、それが中長期的には持続可能な事業活動を支える基盤づくりにつながっています。
- 県内の生物多様性について、研究者や関係機関をはじめ、県民、事業者、民間団体等と連携した調査・研究が進められ蓄積された情報は、発表する機会を設けて活用できるようになっています。

2-3 生態系ごとの将来像

将来の目指す生態系ごとのイメージを示します。

■ 全体

- 県内の各地域の様々なタイプの生態系の中で資源が循環するとともに、生態系が相互につながっており、補完し支え合う関係（自然共生圏）が成り立っています。例えば生物多様性のめぐみは、奥山や里地里山・田園をはじめとした豊かな自然環境の残る地域が主な供給源となっていますが、その恩恵を受けている都市の資金や人材、情報をこれらの地域に供給することで、生態系全体が持続可能なものとなっています。
- 生態系ごとの循環やつながりを多くの県民等が理解し、大切に守るとともに、失われつつあるつながりを回復させる活動に参画しています。

コラム

つなげよう、支えよう森里川海

環境省は「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトにより、森里川海のそれぞれをつなげるだけでなく、それらに関わる「人」もつなげていくことを目指した取組を推進しています。



■ 生態系ごとの将来像



奥山

- 手つかずの原生林が維持され、猛禽類やツキノワグマ等、生態系ピラミッドの上位に位置する代表的な生物が存続していくためのエリアとして機能しています。
- 南アルプスでは高山植物、高山性のチョウが数多く生息・生育し、絶滅の危機から脱したライチョウが命を育んでいます。
- 奥山の利用者は環境配慮の意識を持ち、過剰な利用が回避されて、保全と利用の調和が図られています。また、登山道や山岳トイレ等が整備され、人の利用による環境への負荷が最小限に抑えられています。
- 法令等で守られている保護地域が今よりも拡大しています。



里地里山
田園

- 荒廃した里地里山が再生されており、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣と人の住む地域との境界として機能し、すみ分けがされています。
- 雑木林は薪ストーブの燃料やきのこと栽培のほだ木等として有効利用が進んでいるほか、自然観察や環境教育の場、憩いの場等、住民や事業者との協働により積極的に活用されています。
- 自然資源の利活用を通して、食や工芸、祭等様々な文化が子どもたちに引き継がれ、里地里山の価値が広く認識されるようになっていきます。
- 森林認証の取得が進む等、スギやヒノキ等の人工林は適正な整備と利用がされ、経済、環境、文化が調和した持続可能な森林経営が行われています。
- 放棄されていた竹林は一部が森林として再生されるとともに、管理された竹林ではタケノコ掘り等を楽しめるようになっていきます。
- 環境保全型農業が広がり、人の健康にやさしい農業生産がされているとともに、カエルや魚、昆虫等多くの生物の命を育んでいます。
- 生物多様性の保全を重視した生産方法で行われている農業のしくみが世界農業遺産等として評価され、商品等がブランド化されることによって経済的にも持続可能な農業が営まれています。
- 本県の里地里山・田園での取組事例が、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で日本が提唱した「SATOYAMA イニシアティブ」の推進に貢献し、世界の国々とともに自然共生社会を実現しています。



都市

- 公園や緑地、街路樹、鎮守の森、事業所の緑地、家庭の庭木、水路等、都市の中で保全・再生された自然環境が多く、生物の生息・生育地となっています。また、これらの環境が都市部の人々にとって、自然に親しむ場や環境教育の場として役立っています。
- みどりや水辺が周辺の里地里山、河川・湖沼・湿地、海岸・海洋等とつながり、生態系ネットワークが形成されています。
- 生物多様性の保全活動への参加や、自然環境への負荷の少ない商品を選ぶ県民が増える等、環境に配慮した生活が浸透しています。
- 都市地域の住民と中山間地の住民との連携・交流が盛んに行われ、それぞれの環境がお互いに補完しあう共生関係（自然共生圏）にあることをみんなが認識しています。

河川 湖沼 湿地

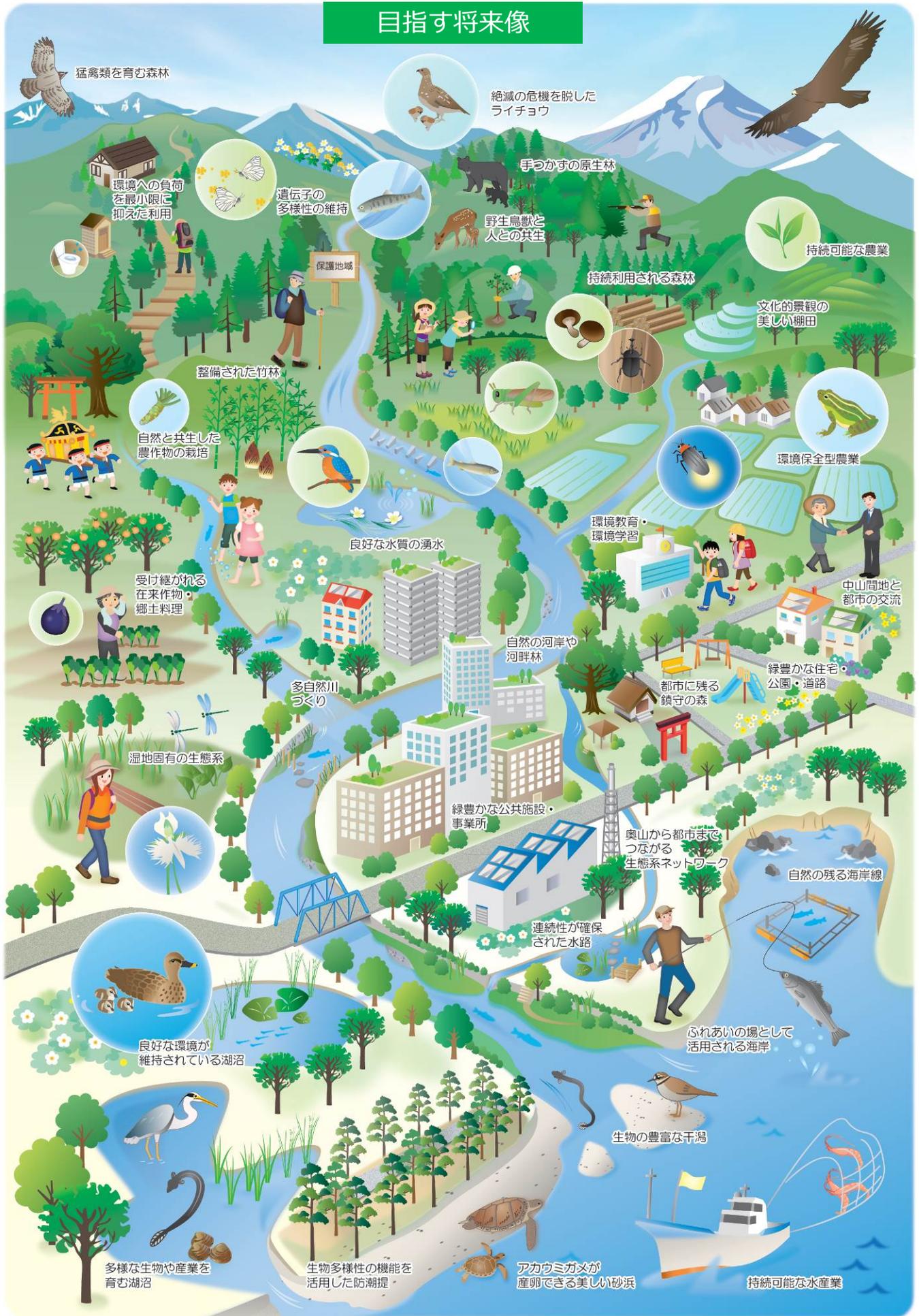
- 自然の河岸や河畔林等が保全され、河川本来の特性や形態に沿った整備が進んでいます。また、水辺の生物に配慮した河川整備が行われています。
- 湖沼・湿地では、水源となる後背地を含めて湖沼や湿地固有の生態系が守られています。また、長い距離を移動する渡り鳥等の中継地点として、国際的にも重要な場所として認識されています。
- 河川や湖沼、田園等の間では水路等の連続性が確保され、良好な水質が維持されて豊かな水域の生態系が保たれています。
- 河畔にある水害防備林が水の侵食から河岸を守る等、河川の生物や生態系の持つ力やしくみが防災・減災に役立てられるとともに、誰もがその重要性を認識しています。
- 河口の干潟や中洲が保全され、豊かな生態系が保たれています。

海岸 海洋

- 自然の海岸が保全されているとともに、護岸整備等にあたっては、生物や生態系に十分配慮した整備が実施されています。
- 海岸林が潮害・飛砂・風害の防備等の災害防止の役割を果たす等、海岸の生物や生態系の持つ力やしくみが防災・減災に役立てられるとともに、誰もがその重要性を認識しています。
- 美しい海浜が再生され、人が手助けをしなくてもアカウミガメが安心して産卵し、子ガメが海へ帰っていく姿を見ることができます。
- 砂浜、磯等の多様な環境が様々な生物の生息・生育の場、自然とのふれあいの場等として保全・利用されています。
- 豊かな水産物は限りある資源として管理され、持続的に利用されるようになっています。



目指す将来像

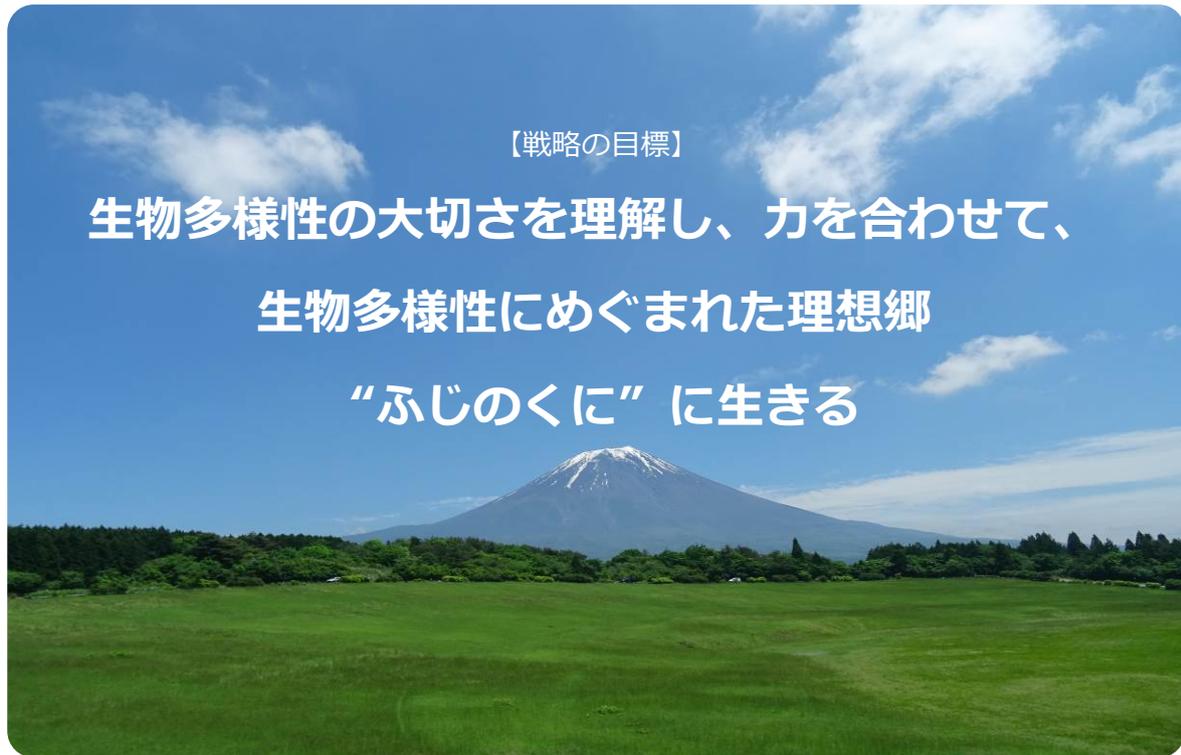


第3節 戦略の目標と基本方向

3-1 戦略の目標

改定版第3次静岡県環境基本計画では基本目標として「環境の理想郷“ふじのくに”の創造 ～将来世代に引き継ごう『やすらぎと活力のある社会』～」を掲げています。この基本目標を実現するため、生物多様性によって支えられる自然共生社会を目指す本戦略の目標を掲げます。

さらに、戦略の目標は「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の活動理念にも通じるものであることから、同ミュージアムの活動とも連携を図っていきます。



【「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の活動理念】

百年後の静岡が豊かであるために



3-2 4つの基本方向

戦略の目標を実現するために、4つの基本方向を掲げ、その下に12の行動方針、5つの地域別個別計画を掲げます。

■ 基本方向1 多様な生物の個性とつながりを大切にする

- 行動方針1 生物多様性に関する調査・研究の推進
- 行動方針2 希少野生動植物の保護
- 行動方針3 外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止
- 行動方針4 野生鳥獣の保護・管理

県内では1万種以上の動植物が確認される等、多種多様な生物が生息・生育しています。しかし、希少野生動植物の絶滅の危機や外来生物の分布の拡大、遺伝的攪乱の発生、ニホンジカ等の野生鳥獣による影響等の問題が深刻化してきています。

県内各地域の特性に育まれた種や遺伝子を保全するためには、生物多様性に関する調査・研究を進めながら、現状把握や定期的なモニタリングをしていく必要があります。それと同時に希少野生動植物の保護、外来生物や遺伝的攪乱の拡大防止、野生鳥獣の保護・管理等の取組を進めていきます。

■ 基本方向2 生物多様性を支える社会をつくる

- 行動方針5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進
- 行動方針6 人と生物多様性が育む歴史・文化の継承
- 行動方針7 生物多様性に関する環境教育の推進

県民の生物多様性に関する認識はまだ低く、生物多様性のめぐみを受けながら生活していることや、その重要性についての理解は浸透しているとはいえません。しかし、県民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識していなければ、生物多様性の保全を図ることは困難です。そこで、私たちの生活や産業活動が生物多様性のめぐみ（生態系サービス）によって成り立っていることをよく理解し、一人ひとりが生物多様性に配慮したライフスタイルとなるよう心がけていくことが必要です。

そのためには、生活や事業活動を生物多様性に配慮したものにしていくことや、人と生物多様性の関わりの中で生まれ育ってきた歴史・文化を継承すること、自然と人や生物とのふれあいを推進すること、生物多様性に関する環境教育や環境学習を県民全体に広げていくこと等が必要です。これらの取組を通して、県民・事業者・行政等全ての主体において「生物多様性の保全と持続可能な利用」の考えを主流化させていきます。

■ 基本方向3 生態系を保全・再生・創出する

- 行動方針8 豊かな自然環境が残る奥山の保全
- 行動方針9 自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり
- 行動方針10 都市の自然再生・創出
- 行動方針11 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保
- 行動方針12 海岸から深海につながる生態系の保全

生物多様性の保全は、生物の生息・生育環境となる様々な生態系に応じた配慮が必要です。そのため、人の活動による影響が相対的に少ない奥山をはじめ、里地里山・田園、都市、河川・湖沼・湿地、海岸・海洋等それぞれの地域特性に応じた取組が重要です。これらの生態系を保全していくためには、持続可能な農業・林業・水産業を営んでいくことが求められ、将来の担い手の確保も重要です。

また、生態系の保全に加えて、今まで人が奪ってしまった自然環境を再生することや、新たに創出することによって、本来の生態系を取り戻します。

さらに、これらの生態系はそれぞれのまとまりだけではなく、お互いのつながりを確保した生態系ネットワークの形成を進めていきます。

■ 基本方向4 特徴的な地域の環境を重点的に守る

地域別個別計画 : ○伊豆半島 ○富士山 ○南アルプス ○浜名湖
○今守りたい大切な自然

本県は日本一の標高を誇る富士山や3,000m級の山々が連なる南アルプスから日本で最も深い湾である駿河湾に至るまで様々な環境があり、生物多様性の状況は地域ごと異なっています。

その中でも特に県内の特徴的な地域として伊豆半島、富士山、南アルプス、浜名湖の4地域について注目します。また、その他の重要生息・生育地についても「今守りたい大切な自然」として現状を把握し、今後の保全に向けた取組を展開していきます。

このような地域の環境は県民が一体となって保全していくことが重要ですが、地域住民や事業者の皆さんが保全活動に自発的・積極的に参加し、「地域の宝は地域で守る」という意識を醸成していくことも求められます。

3-3 行動計画と地域別個別計画

基本方向1~3の下には12の行動方針を示し、さらに具体的な取組を「第4章 行動計画」としてまとめます。

基本方向4の下には、5つの特徴的な地域ごとに「第5章 地域別個別計画」としてまとめます。

■ 行動計画 (⇒第4章参照)

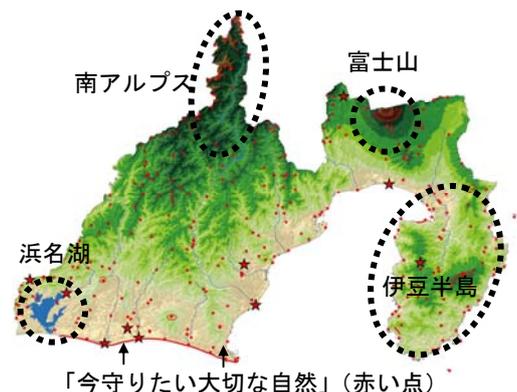
基本方向1~3は県全体の共通した目標です。県民、民間団体、事業者、行政等の各主体が協働・連携して様々な取組を進めていくため、基本方向の下の方針である「行動方針」ごとに具体的な取組を「第4章 行動計画」としてまとめます。

行動計画には、県が単独もしくは国や市町と連携しながら推進する取組及び主な対象地域の目安として「伊豆地域」「東部地域」「中部地域」「西部地域」の4地域に区分して示しています。

また、県民や事業者等に期待される取組事例も掲載してありますので、それぞれの立場で生物多様性の保全と持続的な利用に向けた積極的な行動をとっていただくことを期待します。

■ 地域別個別計画 (⇒第5章参照)

基本方向4は、県内の特徴的な地域である伊豆半島、富士山、南アルプス、浜名湖の4地域と、その他の重要生息・生育地「今守りたい大切な自然」の共通した目標です。「第5章 地域別個別戦略」として策定し、関係市町とともに重点的な取組を推進します。



ふじのくに生物多様性地域戦略の体系

